

(広報資料)

平成20年6月18日

建設局
担当 土木管理部自転車政策課
電話 222-3565

京都市自転車等放置防止条例の改正案への市民意見の募集について

～ 集客施設への自転車駐車場設置の義務を強化 ～

近年、自転車の利用増大に伴い、繁華街等に大量の自転車が放置されるようになり、歩行者や車両の安全な通行を妨げるとともに、都市の景観を損なうなど、全国的な社会問題となっています。

そのため、京都市では、放置自転車対策の柱の一つとして掲げている「駐輪スペースの確保」をより一層推進するため、集客施設に対する自転車駐車場設置の義務（以下、「自転車駐車場付置義務」という。）の強化を図り、自転車利用者の目的地である店舗等の施設に、より広く自転車駐車場設置の責務を果たしていただくよう、「京都市自転車等放置防止条例」を改正する予定です。

については、自転車駐車場付置義務の強化について、下記のとおり、市民の皆様から広く御意見を募集しますので、お知らせします。

記

1 条例改正案の概要

(1) 現行条例で対象となっている施設の店舗面積の引下げ

対象施設		小売店	遊技場	銀行・信用金庫
店舗面積	現行	400㎡	300㎡	500㎡
	見直し案	300㎡	250㎡	400㎡

(2) 現行条例では対象となっていない施設への拡大

対象施設	現行	小売店、遊技場、銀行・信用金庫	3施設
	見直し案	小売店、遊技場、銀行・信用金庫、スポーツ施設、学習施設、レンタルビデオ店、カラオケボックス、コンビニエンスストア、飲食店、映画館、病院、郵便局、美術館等、官公署	14施設

※ 改正条例施行後、新築又は増築する施設が対象となります。

2 市民意見の募集

(1) 募集期間

平成20年6月18日(水)から平成20年7月17日(木)まで
※ 募集期間内に必着するようお願いします。

(2) リーフレット配布場所

市役所案内所, 各区役所・支所まちづくり推進課において, リーフレットを配布します。

また, 京都市インターネットホームページ(京都市情報館)の自転車政策課のページでもご覧になれます。

(京都市情報館自転車政策課のホームページアドレス)

<http://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/soshiki/10-2-4-0-0.html>

(3) 提出方法

持参, 郵送, FAX, 電子メールのいずれかの方法により, 提出を受け付けます。(持参は, 平日午前8時45分から午後5時30分までをお願いします。提出は, 4ページの意見提出用紙を御利用ください。電子メールの場合は, 意見提出用紙の項目に沿った内容で送信してください。)

差し支えなければ, 氏名・住所・性別・年代を御記入ください。御記入いただいた個人情報は, 本件以外の目的には使用しません。

(4) 提出先

京都市建設局土木管理部自転車政策課
住 所 〒604-8571 (住所不要)
FAX 075-213-0017
メール jitenshaseisaku@city.kyoto.jp
電 話 075-222-3565